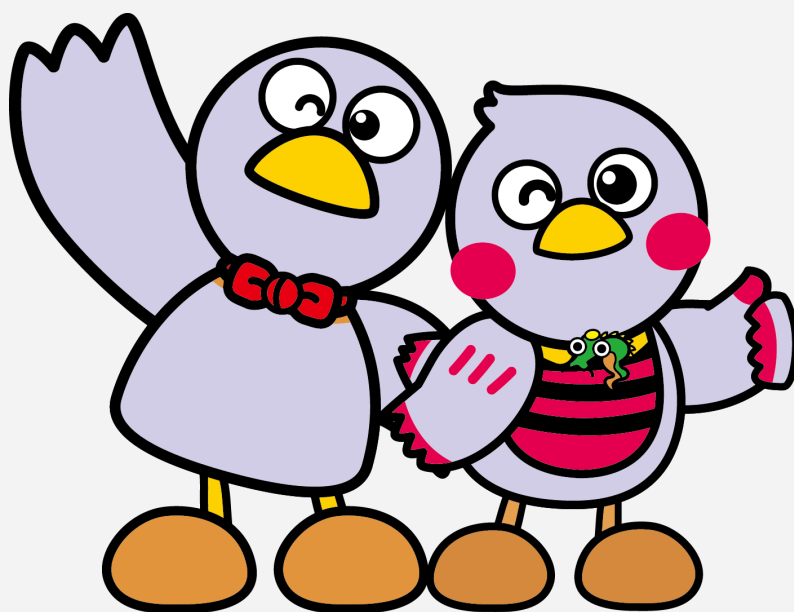


埼玉県私立高等学校等 奨学のための給付金のお知らせ

< 県内校用 >



埼玉県マスコット「コバトン・さいたまっち」

- 埼玉県では、高校生等の授業料以外の教育費の負担を軽減するため、返済の必要のない「奨学のための給付金」を支給しています。
- 埼玉県内に居住し、埼玉県が認可した学校（県内校）に通われている方向けのリーフレットです。
- 申請は学校の案内に従い、指定された学校の窓口書類を提出してください。
埼玉県外に居住している方は、居住している都道府県に申請してください。
- ※ 新入生が対象となる早期給付申請をした方についても、7月以降の一般申請を改めてしていただく必要がありますのでご注意ください。

令和3年7月1日現在で以下の4つの要件を全て満たしている世帯が対象です。

② 保護者（※３）が埼玉県内に住所を有している

④ 生徒が平成 26 年 4 月 1 日以降に
入学している

※3 「保護者」は原則親権者ですが、親権者が不在の場合などの例外もあります。詳しくは在籍する学校にお問い合わせください。

道府県民税所得割及び市町村民税所得割の課税額は、市区町村の窓口等で取得できる課税証明書等で確認できます。

令和3年度 課税証明書										〇〇第〇〇〇号	
賦課期日現在の 住所及び氏名											
令和2年分の所得の内容		所得控除の内容				令和3年度 市・県民税					
給与収入		社会保険料控除				市 民 税	所得割				
公的年金等収入		生命保険料控除					均等割				
所得の 種類	給与所得 (以下余白)	損害保険料控除				県 民 税	所得割				
		配偶者控除					均等割				
		配偶者特別控除									
		扶養控除									
		基礎控除				年税額					
		(以下余白)				令和3年度課税標準額					
						総所得分					
						分離課税分					
						扶養等の 内訳	控除対象配偶者の有無				
							一般	普通障害			
							特定	特別障害			
所得の合計		繰越控除					老人	年少			

道府県民税所得割及び市町村民税所得割の欄が非課税（０円）の場合、支給対象となります。

給付額について

在籍する学校や世帯構成により、給付額が異なります。

申請対象生徒	世帯区分		給付額(年額)
全日制の高等学校等に在籍 通信制の高等学校等に在籍	生活保護(生業扶助)受給世帯		52,600円
全日制の高等学校等に在籍 世帯区分欄内の「兄弟姉妹」は、15歳(中学生を除く)以上23歳未満の兄弟姉妹を指します。 (平成10年7月3日～平成18年7月2日生まれ)	「道府県民税」及び 「市町村民税」の所得割が 非課税 又は 非課税に相当する世帯	申請対象生徒に <u>兄弟姉妹</u> がいない又は申請対象生徒が最年長であり、通信制高等学校又は専攻科(※2)に在籍している生徒を扶養(※1)していない	129,600円 (第一子区分)
		申請対象生徒が <u>兄弟姉妹</u> で最年長であり、通信制高等学校又は専攻科(※2)に在籍している生徒を扶養(※1)している	150,000円 (第二子以降区分)
		複数の高校生等(※3)を扶養していて、申請対象生徒が <u>兄弟姉妹</u> で最年長でない	
		申請対象生徒以外に保護者に扶養されている高校生等(※3)以外の <u>兄弟姉妹</u> がいる(※4)	
通信制の高等学校等に在籍	—		50,100円

※1 健康保険証上、被保険者が申請対象生徒と同一である兄弟姉妹を指します。

※2 高等学校及び中等教育学校(後期課程)の専攻科の学科のうち、「大学への編入学基準を満たす課程を有するもの」又は「国家資格者養成課程を有するもの」のことを指します。

※3 P.2の要件③を満たす生徒を指します。

※4 15歳(中学生を除く)以上23歳未満の高校生等以外の兄弟姉妹がいる場合に該当します。
(平成10年7月3日～平成18年7月2日生まれ)

家計急変世帯について

以下の要件をすべて満たした場合、家計急変世帯として上記世帯区分に応じた補助を受給できます。

- 生活保護(生業扶助)を受けていない世帯
- 令和3年度の道府県民税及び市町村民税の所得割が課税されている世帯
- 家計が急変したことにより、令和4年度の道府県民税及び市町村民税の所得割が非課税に相当すると認められる世帯

○ 必要書類

- 家計急変の発生を証明する書類
離職票、廃業等届出書、退職証明書、雇用保険受給資格者証等
- 家計急変前及び家計急変後の収入を証明する書類(急変前後で一種類ずつ)
(家計急変前) 個人番号カードの写し、課税証明書等
(家計急変後) 会社作成の年間給与見込、令和3年分の確定申告書の写し、直近3か月分の給与明細、税理士又は公認会計士の作成した証明書類など年収見込額が算出できる書類
- 扶養親族の健康保険証の写し(給付額の決定及び非課税相当の年収目安確認のため)

別途「家計急変事由調査票」を必ず提出してください

非課税相当の目安

3人世帯：年収約221万円未満
4人世帯：年収約271万円未満
5人世帯：年収約321万円未満

※上記に加え、P.4の全世帯が必要な書類も提出してください。

家計の急変時期により給付額が月割りとなります。また、上記以外に必要な書類が生じることもありますので、家計急変世帯に当てはまることとなった場合は、在籍する学校に早急にご連絡ください。

提出書類

	提出書類	対象世帯
1	埼玉県私立高等学校等奨学のための給付金受給申請書	全世帯
2	委任状	全世帯
3	<u>世帯全員</u> の住民票（続柄が記載されたもの） ※マイナンバーが記載されていないもの	全世帯
4	①生業扶助（高等学校等就学費）受給証明書 又は ②生業扶助を受給していることがわかる福祉事務所発行の証明書	生活保護（生業扶助）受給世帯 ※①の様式は学校が配布します ※②は基準日（※1）以降に証明を受けたものを提出してください
5	保護者 <u>全員</u> の個人番号カード（写）等貼付台紙	非課税世帯 ※就学支援金等の申請で提出済みの場合は不要
6	①健康保険証のコピー（申請対象生徒の兄弟姉妹のもの） 又は ②扶養誓約書（国民健康保険に加入している場合） (※2)	非課税世帯 ※兄弟姉妹がいない、申請対象生徒が通信制高校に通学している等、給付額に影響がない場合は不要

※1 令和3年7月1日。7月2日以降に入学の場合、入学日翌月の1日（1日付け入学の場合は入学日）。

※2 兄弟姉妹の健康保険証の写しを提出する場合、健康保険証に記載されている保険者番号及び被保険者等記号・番号は、判別できないよう黒塗り等した上で提出してください。

○家計急変世帯として申請される場合は、3 ページに記載の書類も併せて提出してください。

個人番号を利用して取得した個人情報については、本事業の実施にのみ利用し、保管にあたっては適切な処置を講じます。

申請方法等

- ・申請書は、学校からの案内に従い、指定された窓口提出してください。
- ・**学校への提出期限を厳守してください。**給付金を受給できなくなる場合があります。
- ・給付金の支給時期や方法は、学校により異なります。

本事業に関するお問い合わせ



申請に関することは、各学校にお問い合わせください。

制度に関するお問い合わせ先

埼玉県総務部学事課「学費軽減ヘルプデスク」

TEL：048-830-2725（平日：午前8：30～午後5：15）

※ 7/14～11/29の期間は、

048-826-6711におかけください。

より詳しく知りたい方はこちら

埼玉県私立 奨学のための給付金

検索

埼玉県総務部学事課